

令和 6 年第 2 回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和 6 年 2 月 28 日（水）

午後 1 時 30 分

場所・座間市役所 6 F 全員協議会室

第 2 回座間市農業委員会定例総会議事録

令和 6 年 2 月 28 日、第 2 回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

1	森	川	保	7	吉	川	充
2	草	薙	初 夫	8	小	泉	聡
3	若	菜	成 之	9	鈴	野	伸 吾
4	曾	根	将 彦	10	吉	川	浩 正
5	池	上	元 徳	12	山	村	優 子
6	吉	川	稔 恒				

会議を欠席した委員

11	市	川	芳 明
----	---	---	-----

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

曾 根 覚 、 池 上 光 昭 、 野 島 喜代史

書記は次のとおり

- | | | |
|---|-------|---------|
| 1 | 事務局 長 | 田 川 敦 子 |
| 2 | 次 長 | 曾 根 和 士 |
| 3 | 庶務係 長 | 河 野 誠 |
| 4 | 主 事 | 増 島 亨 |

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第3号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第4号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第3号 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
- 6 議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- 7 議案第5号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

その他

午後 1 時30分開会

- 議長 ただいまの出席委員は11人で、定足数に達しております。
- これより令和 6 年第 2 回座間市農業委員会定例総会を開会いたします。
- それでは、本日の議事に入ります。
- 本日の議事日程は、お手元に配布されておりますとおり定めましたので、ご了承ください。
- なお、11番市川芳明委員から、妹さんがご逝去されたということで欠席届が出ておりますので報告いたします。
- 日程第 1、議事録署名委員の指名について。
- 座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、3 番若菜成之委員、12番山村優子委員の両名を指名いたします。
- 次に、日程第 2、諸報告について。事務局より報告を求めます。
- 事務局 それでは、日程第 2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧ください。
- まずは、1 の会務報告です。今回は、令和 6 年 1 月 30 日（火）から令和 6 年 2 月 27 日（火）までの概要でございます。
- 先月、1 月 30 日（火）、この場所におきまして、令和 6 年第 1 回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第 4 条、2 件、4 筆の農地転用届出、農地法第 5 条、2 件、2 筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。
- 続きまして、議案としましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、1 件、7 筆、農用地利用集積計画について、新規が 1 件、2 筆、更新が 5 件、10 筆の以上 2 議案につきまして、ご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。
- 続きまして、2 月 8 日（木）には会長と職務代理が市長と副市長に対して、事務局の人事に関する要望をしております。
- 2 月 9 日（金）には農業委員会会長・事務局長及び市町村合同会議が横浜市内で開催され、会長、事務局長と次長が出席しました。
- 2 月 14 日（水）には農地利用最適化推進委員が、入谷・四ツ谷地区のパトロールを実施しています。
- 2 月 19 日（月）には農振部会と農地部会を開催しました。

農振部会では、令和7年度県農林業施策並びに予算に関する要望及び令和7年度県農地等の利用最適化の推進に関する意見について検討を行いました。

農地部会では、本日の議案について事前協議を行いました。

続きまして、2の諸証明ですが、この間の発行件数は合計7件でございます。内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により処理をさせていただきました。

諸報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、事務局より報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第3号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第4号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第3号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和6年2月28日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

日程第4、報告第4号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和6年2月28日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

それでは、最終ページの総括表をご覧いただきたいと思います。

最初に、農地法第4条届出でございますが、地目、畑が1筆、地積は351㎡でございます。

続きまして、農地法第5条届出でございます。地目、田、筆数、3筆、地積は805㎡。同じく、畑、11筆、地積は3,816㎡。合わせて、14筆、4,621㎡でございます。

なお、本日の議案で上程させていただいております法第4条の許可申請につきまし

ては、記載のとおりでございます。

合計につきましても、下段のとおりとなっております。

報告は以上でございます。

議長 ただいま、まとめて報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第4条の規定に基づく農地転用許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第3号、農地法第4条の規定に基づく農地転用許可申請について。
別紙資料に記載の農地の一時転用許可申請は、相当とする理由があるので、農地法第4条の規定に基づき、許可相当の意見を付して知事あて進達したいので議決を求めます。

令和6年2月28日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

お手元の資料3ページをご覧ください。

土地につきましては、四ツ谷字上川原■■■■、地目、畑、地積、1,341㎡です。

申請者は、座間市四ツ谷■■■■にお住まいの、■■■■さん。転用目的は、駐車場です。

場所については、資料4ページをご覧ください。

新田宿グラウンドの南側の畑、1筆でございます。

今回の申請は、四ツ谷ひまわりの会が、菜の花まつりを開催するに当たり、来場者用の駐車場を確保するための一時転用です。

土地所有者による農地法第4条での申請の理由ですが、賃借権や使用貸借権の設定がなく、四ツ谷ひまわりの会の要請に基づき■■■■さんが申請するもので、駐車場への整地、菜の花まつり終了後の農地復元等の作業は、■■■■さんの依頼に基づき、四ツ谷ひまわりの会が実施します。

整備内容ですが、トラクターによる転圧を実施し、駐車区画は石灰を引きます。

また、近隣農地への被害防除措置についてですが、周囲は外周仮囲い柵を設置し、隣接の農地への侵入防止、雨水は地下浸透させる計画となります。

転用の期間は、許可日から令和6年4月10日までです。

申請内容については以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、議案第3号、農地法第4条の規定に基づく許可申請について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より協議概要の報告と併せ地区担当委員としての発言を求めます。

若菜農地部会長 お答えします。19日月曜日に現地を見てまいりました。菜の花がまだ時期ではなかったのか、ぽつりぽつりと咲いていましたけれども、駐車場予定地は枠で囲ってありました。まだ整地等はされていませんでしたけれども、整地をされて、期間が区切っておりますので、問題は生じないと思います。

ただ、すぐ横に市道が走っていますから、咲き方にもよるのですけれども、駐車場に入るときに、その市道がどれぐらい渋滞してしまうかというのが、去年も見ていてそう思いました。土地的には全然問題ないと思います。

以上です。

議長 農地部会長の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第3号、農地法第4条の規定に基づく許可申請について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 挙手全員。よって、議案第3号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議案第4号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてを議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第4号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について。

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について、大和税務署から確認の依

頼があったので承認を求めます。

令和6年2月28日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

本議案は、相続税の納税猶予を受け、20年を迎えた農地の利用状況について、大和税務署から確認の依頼があり、農業委員会で審査を行うものです。

この制度は、相続人が農地を相続し、相続税の納税猶予の特例の適用を受けた相続税額は、農業相続人が20年間、農業経営を継続した場合に免除されます。

なお、平成21年度税制改正により、現在の制度では免除事由が、終身農地利用となっておりますが、既適用者に対する経過措置により、改正前に既に納税猶予の適用を受けている場合には、従来どおり20年営農免除が適用されます。

資料5ページをご覧ください。

相続人は、座間市新田宿 [] にお住まいの [] さん。

特例農地につきましては、番号1、新田宿字向新田 []、地目、田、地積、999㎡。番号2、新田宿字向新田 []、地目、田、地積、1,000㎡。番号3、新田宿字窪川原 []、地目、田、地積、985㎡。番号4、新田宿字中島 []、地目、畑、地積、955㎡。番号5、新田宿字下川原 []、地目、畑、地積、1,156㎡。番号6、新田宿字下川原 []、地目、畑、地積、1,176㎡です。

新田宿にお住まいの [] さんですが、平成16年にこの農地を相続し、合計6筆、6,271㎡について相続税の納税猶予の適用を受け、ここで20年を経過することとなります。

場所につきましては、資料6ページから7ページをご覧ください。

西中学校の西側に位置する田、3筆と新田宿グラウンドの周辺の畑、3筆です。

[] さんですが、現在、市内で1町歩余の農地を耕作しており、耕耘機、トラクター、田植機等、一通りの農機具を所有されており、営農されている方でございます。

内容につきましては以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいま、議案第4号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より協議概要の報告と併せ地区担当委員としての発言を求めます。

若菜農地部会長 同じく19日月曜日に農地部会にて確認をしてまいりました。納税猶予、最後の確認

でございました。

田については、年1作なため、タブレットにおいての確認です。

畑については、現地確認に参っています。畑は、すごくきれいに耕運されています。
維持管理は確実にされているような状況でございます。

納税猶予、最後の確認ということで、これからも■■■さんにおきましては、調整区域の特性をよく理解され、以前と同じような形で耕作をされることを望みます。

以上です。

議 長 農地部会長の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第4号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第4号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、議案第5号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてを議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事 務 局 日程第7、議案第5号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について。

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について、大和税務署から確認の依頼があったので承認を求めます。

令和6年2月28日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

本議案もさきの議案と同様、20年を迎えた農地の利用状況について、大和税務署から確認の依頼があり、農業委員会で審査を行うものです。

資料8ページをご覧ください。

相続人は、座間市四ツ谷■■■にお住まいの■■■さん。

特例農地につきましては、番号1、四ツ谷字西裏■■■、地目、田、地積、793㎡。
番号2、四ツ谷字西裏■■■、地目、田、地積、793㎡。番号3、四ツ谷字西裏■■■、

地目、田、地積、396㎡。番号4、四ツ谷字柳原■■■■、地目、田、地積、991㎡です。

四ツ谷にお住まいの■■■■さんですが、平成16年にこの農地を相続し、合計4筆、2,973㎡について相続税の納税猶予の適用を受け、ここで20年を経過することとなります。

場所につきましては、資料9ページをご覧ください。

新田宿四ツ谷コミュニティセンター周辺の田、4筆です。

■■■■さんですが、現在、市内で約4反の農地を耕作しており、トラクター、田植機、コンバイン等の農機具を所有しており、営農されている方でございます。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいま、議案第5号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より協議概要の報告と併せ地区担当委員としての発言を求めます。

若菜農地部会長 お答えします。最後の確認依頼の物件です。

状況地目については、全て田です。田のため、先ほど申し上げたとおり、田は1年1作ですので、耕作しているかどうかは、すぐに分かります。まして、この周りで私も、会長も作っているところですので、タブレットの確認で済まさせていただきました。問題ございません。

以上です。

議長 農地部会長等の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第5号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第5号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、議案審議は全て終了しました。

それでは次に、先日、農地利用最適化推進委員で農地パトロールを実施しております。

池上光昭推進委員から報告を求めます。

池上推進委員 それでは、2月14日に実施しましたパトロールを報告いたします。

パトロールは推進委員3名と事務局2人、入谷と四ツ谷の圃場を回りました。

四ツ谷地区では、荒れている農地は確認できませんでした。

入谷地区では、荒れている農地の雑草などが枯れていました。特に変化は見られませんでした。

報告は以上です。

議 長 委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 事務局から何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 以上で、令和6年第2回市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後1時52分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

3 番 _____

12 番 _____